

○中島源陽委員長 続いて、みやぎ県民の声の質疑を行います。

質疑時間は、答弁を含めて四十五分です。坂下賢委員。

○坂下賢委員 令和五年度は、長引く円安やウクライナ情勢などの影響で、燃油や飼肥料などの高騰をはじめとする物価高騰により、県民にとつても厳しい一年でありました。我が県の一般会計決算は、歳入で約一千七十三億円、八・九％減、歳出では約八百六十八億五千万円、七・四％減ということで、歳入・歳出ともに前年と比較して減少しております。約三年にわたった新型コロナウイルス感染症が二類から五類に移行した、そうしたことが一つの大きな要因と考えられますが、知事の受け止めと、今回のこの決算についてどのように評価されているのか、伺います。

○村井嘉浩知事 昨年度は、新型コロナウイルス感染症対策と復興完了に向けた施策を進めるとともに、新・宮城の将来ビジョンに掲げる宮城の将来像の実現のため、富県躍進に向けた施策を着実に推進いたしました。主な施策といたしましては、人口減少社会を見据え、次の世代を育成・応援する事業や、DXによる変革みやぎの実現に向けた事業、防災・減災の取組、県内産業の活性化等の取組を実施いたしました。また、財源確保に向けては、通常事業の徹底した見直しや、各種基金及び特別会計資金の活用など、歳入歳出両面にわたる対策を着実に実施いたしました。その結果、令和五年度一般会計歳入歳出決算は、震災からの復旧・復興事業の進捗による震災分の減少に加えまして、新型コロナウイルス対応経費の減少により、歳入・歳出ともに二年連続の減少にはなったものの、依然として震災前と比べて大きな規模となっております。今後とも、経済・社会情勢の変化に対応し、必要な施策を着実に推進するとともに、健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

○坂下賢委員 県税は対前年で〇・二％増の六億円微増し、地方交付税も四・一％増で六十四億円の増となりました。国庫支出金はコロナ関連予算が減となりました、前年度三九・九％減の千四百四十七億円になるなどが大きいと思いますが、東日本大震災発災以降、災害対策やコロナ対策などにより、一兆円を超える予算が続いておりました。震災前はおおよそで八千億円後半くらいの額で推移してきたと認識しておりますが、まだまだ我が県では、震災後の被災者の心の復興や子供たちの教育、医療や福祉、基幹産業の農林水産業の振興など、課題が山積しており、令和五年度決算を踏まえ、今後どのよ

うに必要な予算を確保していかれるのか、その見通しについて伺います。

○小野寺邦貢総務部長 人口減少局面におきます持続的な発展や復興完了に向けたきめ細かなサポート、公共施設等の老朽化対策、災害への対応など、山積する課題への対応に加えまして、物価高による県有施設の維持管理費などの上昇、金利負担の増加も懸念されるなど、厳しい財政運営が続くものと認識しております。そのため、歳出面では、政策効果の高い事業への重点化、施設総量の適正化やデジタル化による行政運営の効率化、予算の執行段階における節減などに取り組むとともに、歳入面では、国庫補助金や交付税措置率の有利な県債の積極的な活用などにより、可能な限りの歳入確保に努めているところでございます。今後の予算編成に当たりましては、国に対して、地方一般財源総額をはじめ、必要となる財源の確保・充実を引き続き求めてまいりますとともに、歳入歳出両面にわたる取組を着実に実施し、財政基盤の持続性に十分配慮しながら、政策推進に必要な予算をしっかりと確保してまいりたいと考えております。

○坂下賢委員 県債及び基金について伺ってまいります。令和五年度末県債残高は、対前年と比較して一・六％減の一兆六千六百二十五億円となっており、二百七十億円の減となりました。臨時財政対策債や単独事業債の減少により目減りしたものと思われるが、県税収入のうち地方消費税の増や地方交付税の増などが県債残高の減につながったと思いますが、バランスよく必要な各事業に配分しながら県債残高を減らしていく必要があります。その方策について伺いますとともに、いざというときのために切り崩さなくてはならない財政調整基金の更なる造成及び各基金の有効活用や必要分の積み増しについて伺います。

○小野寺邦貢総務部長 まず、県債残高でございますが、こちらは行政改革推進債などの特例的な県債の発行を抑制するとともに、過去に発行いたしました特例的な県債につきましても早期に償還を進めるなどして、その縮減に進めているところでございます。また、昨年度末の財政調整関係基金残高は、出納整理期間中の戻入れ反映後で約四百七億円と前年度から微増はしたものの、目標としております標準財政規模の一〇％である約四百七十億円には届いていない状況でございます。その他の各種基金につきましても、主に公共施設等整備基金などの老朽化対策のための基金において、公共施設等総合管理方針に基づく計画的な更新や長寿命化などの対策費を積み立てていく必要がございます。

こうした取組に必要な財源確保のため、歳出面では、政策効果の高い事業への重点化や予算の執行段階における節減などに取り組むとともに、歳入面では、国庫補助金や交付税措置率の有利な県債の積極的な活用によりまして、可能な限りの歳入確保に努めてまいりたいと考えております。

○坂下賢委員 高等学校等育英奨学資金貸付基金償還金について、収入未済額が四億四千万円で、前年に比べ約三千万円の増加が見られており、その傾向が強くなっていることが指摘されております。今後の取組について伺います。

○佐藤靖彦教育委員会教育長 高等学校等育英奨学資金に係る収入未済額は増加傾向にあり、縮減対策の強化は喫緊の課題であると認識しております。これまで、未納者に対し、督促状や催告書を定期的に送付するほか、返済初期で未納が続いた場合は重点的に電話連絡を行い、償還を促すなどしているところでございます。また、連帯保証人に対して督促を行うなど、収納促進に取り組むとともに、回収困難な事案については、債権回収会社、サービサーへの業務委託を行い、対策の強化を図っております。県教育委員会といたしましては、将来の貸付けに支障が生じないよう、引き続き、収入未済額の縮減に取り組むとともに、生徒及び連帯保証人に対し、将来償還義務が生ずる制度であることを貸付け時に十分説明し、収入未済の発生抑制に努めてまいります。

○坂下賢委員 令和五年度決算収入未済額合計は四百八十二億円で、前年度比百九十二億円の減となっております。一定の成果が見られるようですが、県税分では二十六億七千万円で対前年を一億三千万円ほど上回っており、解消する努力は認められるものの、引き続き徴税対策を継続する必要があるということが監査委員の決算審査意見書でも指摘を受けているところですが、今後の取組について伺います。また、県税以外の分では、特別納付金、生活保護扶助費返還金、児童扶養手当給付金返還金など、一般会計及び特別会計の合計で十九億四千万円と、前年比一億九千二百万円下回っております。生活保護扶助費返還金等収入未済額が増加した一方で、母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の収入未済額が減少したほか、一般会計で二億二千四百万円を不納欠損処分したものと説明されており、収入未済の減額に向け、収納促進と適切な債権管理を図りたいと意見が付されております。まず、不納欠損処分とした経緯と理由、今後の収入未済を更に縮減していくための県の取組について伺います。

○小野寺邦貢総務部長　まず、県税分の収入未済額につきましては、全体の約八割を占めます個人県民税が前年度から約九千万円増加し、約二十億円となっております。また、個人県民税以外の税目につきましては、前年度から約四千万円増加いたしました。約六億七千万円となっております。この要因でございますが、調定額が前年度を約八億円上回りました。過去三番目に高い約三千百六十八億円となったことで、総体的に収入未済も増加したものと分析しております。特に大口滞納案件が何かあったかというものはございません。続きまして、不納欠損処分についてですが、補助金を活用した施設の売却に伴う納付金について、債務者の破産手続に伴う法人の解散により実施したもののほか、法令等の要件に該当する事案について手続を行ったところでございます。引き続き、県税滞納額縮減対策本部会議や収入未済額縮減推進会議を通じまして、各県税事務所や債権管理担当課の取組状況等を確認しながら、好事例となる取組の横展開を図っていくほか、研修会の開催や専門的ノウハウを有する債権回収会社への一括委託の実施などによりまして、更なる縮減を図ってまいりたいと考えております。

○坂下賢委員　国庫補助事業などで、不適切な事務処理により、補助を受けることができずに県費を充当する例が散見されております。企画部や土木部及び教育庁などで発生しており、いずれも認識不足や確認不足などが原因とされており、全庁を挙げた更なる内部統制の取組が必要です。また、令和四年度の決算特別委員会の私の質疑でも取り上げましたが、こうした事態が起きた際に、当該の各部署の予算を節約して捻出するのではなく、全庁で事態を共有し対応する仕組みが必要だと指摘いたしました。その取組について伺います。あわせて、調定遺漏、調定遅延、過徴収、不適切な現金管理などの再発防止について伺います。

○大庭豪樹会計管理者兼出納局長　国庫補助金の不適切な事務処理によりまして、県費を充当せざるを得ない事案が生じていることから、御指摘のありましたとおり、組織を挙げた内部統制の徹底が必要だというふうに考えております。仮に今後、同じように国庫補助金の不適切な事務処理が生じた場合につきましては、その対処については、その経緯や内容に応じて個別具体的に検討していくものになると考えておりますが、いずれにいたしましても、県民サービスの低下を招くことのないよう対応したいというふうに考えております。また、再発防止に向けては、マニュアルの改正やチェック体制の強化な

ど、発生原因を踏まえた対策に加えまして、各種会議や研修の場を活用して、機会あるごとに注意喚起を図ってまいりたいというふうに考えております。

○坂下賢委員 今お答えしたとおりなのですが、やはりその部局から予算を捻出するとすると、必ずそのしわ寄せというものが来るかと思しますので、そこはその取組をお願いしたいというふうに思います。

令和五年度の内部統制状況に対して、宮城県内部統制評価報告書審査意見書において、評価手続及び評価結果は妥当であると監査委員からの歳入歳出決算審査意見書において評価されておりますが、今後更に徹底する必要があります。令和七年四月に内部統制行動計画改定が予定されていると聞いておりますが、これまでの結果を踏まえ、どう取り組んでいかれるのか伺います。

○大庭豪樹会計管理者兼出納局長 内部統制に関する階層別研修の実施や、業務チェックリストの活用等を進めました結果、内部統制の不備の件数は年々減少しております、これまでの取組が確実に浸透しているものというふうに認識しております。しかしながら昨年度においても、複数の重大な不備を含めまして、チェック不足や進行管理不足などを理由としたミスが発生しているという事実はございます。このため、令和七年四月の内部統制行動計画の改定におきましては、標準的なリスク対策の見直しや業務フローの拡充など、一層実効性の高い計画となるよう作業を進めてまいりたいと考えております。

○坂下賢委員 人材の確保・育成、組織体制の強化について、意見書では、大卒程度の職員採用試験で令和四年度四・五倍、令和五年度四・三倍、令和六年度三・二倍と年々低下し、二十代及び三十代の若手職員の自己都合等退職者は、令和元年度三十七人が令和五年度で六十六人に増加したことが記されております。かつて公務員、特に県庁職員は、学生から就職したい職業のランキングでも常に上位に入り、狭き門との認識もありましたが、現在の状況についてどう分析し、人材を確保していくのか伺います。

○小野寺邦貢総務部長 職員採用試験の応募者数の減少につきましては、多くの自治体で共通の課題となっております。少子化であるとか若者の価値観の変化など、そういったものが背景の一端にあるのではないかと感じております。そのため、応募者確保に向けまして、インターンシップの受入れ拡充など広報活動の強化や、試験制度の見直し

などに取り組んでいるところがございます。引き続き、離職防止の観点も踏まえまして、勤務条件の改善や働きやすい職場環境の整備などの取組も進め、県組織の魅力向上に努めてまいりたいと考えております。

○坂下賢委員 県庁職員の働き方改革について、県では、時差勤務、フレックスタイム、在宅勤務など、ライフステージにかかわらず職員が勤務を継続し能力を發揮できるようバックアップする各種制度が運用され、リモートデスクトップサービスやクラウドPBXによる利便性が図られているとしたものの、利用実績が一部の職員にとどまっているほか、新型コロナウイルス感染症の五類移行を機に減少している制度もあることが指摘されております。県として、これまではどのように取り組んでこられたのか、そして指摘に対してどう対処していくのか伺います。

○小野寺邦貢総務部長 職員のワーク・ライフ・バランスを推進するため、一日単位で取得できる時差勤務制度の試行や、自宅パソコンから職場パソコンに接続して業務が行える遠隔操作ツールの導入など、職員のニーズ等を踏まえて改善しながら取組を進めてまいりました。職場と同じような業務環境ではまだないことから、新型コロナウイルス感染症が五類に移行した昨年度は、在宅勤務の利用者が減少しておりますが、募集環境の整備や書類のペーパーレス化などを進め、テレワーク環境の充実に努めているところでございます。引き続き、職員が高い士気を持って効率的に業務が行える制度及び環境を整備しながら、公務能率の向上及び仕事と家庭生活の両立を推進してまいりたいと考えております。

○坂下賢委員 職員の健康管理について伺いますけれども、令和五年度に知事部局及び各種委員会事務局において精神疾患により七日間以上の病気休暇を取得した職員は、前年度より十六人多い百三十七人で、平成二十二年度の六十七人に対して二・〇四倍と大きく増加しており、病気休暇者の三分の二以上は、病気休暇の取得日数が五十日以上となっており、また、教育委員会では、精神疾患で七日間以上の病気休暇者は、前年度と比較すると七人少ない六十九人ですが、平成二十二年度の一・三倍となっており、そのうち約半数が取得日数が九十一日以上であることが記載されております。震災発災後、復旧・復興事業や新型コロナウイルス感染症対策事業など、職員一人当たりに対する業務が膨大となったことなどが精神疾患につながるなどの例はなかったのか、メンタル

ヘルスやストレスチェックなど取組はどうだったのか伺います。

○小野寺邦貢総務部長 私から知事部局の分についてお答えいたします。精神疾患は様々な要因が重なって発症するとされておりますことから、職員健康相談室では、職員の健康管理を適切に行うため、精神系疾患で休職等となった職員について、所属から提出された報告書の内容を分析し、発病原因を集計しております。その結果、平成二十三年度は業務量の増加、令和二年度、三年度は仕事内容の変化を原因とする職員の割合が最も高かったことから、東日本大震災や新型コロナウイルス感染症対策への対応による影響が少なからずあったのではないかと考えられます。我が県におきましては、平成二十一年三月に心の健康づくり指針を策定し、現在に至るまで、メンタルヘルスセミナーの実施やメンタルヘルス相談、職場復帰支援など、メンタルヘルス対策に取り組んでまいりました。震災後の平成二十三年度以降は、全職員を対象とした健康調査や県独自のストレスチェックを実施してまいりました。平成二十八年度からは、これらに替えて、労働安全衛生法に定めるストレスチェックを実施し、高ストレス者を医師の面接指導につなぐとともに、管理職向けの研修においてストレスチェック結果の活用方法を産業医から講義してもらうなど、職場環境改善に取り組んでいるところでございます。

○佐藤靖彦教育委員会教育長 精神疾患による病気休暇取得者数は、年によって増減はあるものの、長期的に見ると増加傾向で推移しております。精神疾患による病気休暇を取得した後、病気休職となった教職員の発症原因では、職場の人間関係、業務内容の変化、異動による職場環境の変化によるものが多くなっております。精神疾患は様々な要因が複合的に絡み合って発症するとされ、原因を特定することは難しい面もありますが、東日本大震災後の復旧・復興や新型コロナウイルス感染症対策に伴う対応は、メンタルヘルス不調の要因の一つになり得るものと認識しております。県教育委員会では、震災後の平成二十三年度から、全職員に対する健康調査やストレスチェックを実施し、平成二十八年度からは、高ストレス者に対して医師の面接指導を行い、学校等を単位とする集団分析結果を職場環境改善に活用しているところであります。また、若年層や管理職を対象とした各種メンタルヘルス研修会や、復職した教職員の所属へカウンセラーを派遣するフォローアップ事業を実施しているほか、電話やSNS等の相談窓口の利用を呼びかけているところであります。引き続き、職員の健康管理を適切に行い、働きやすい職場環境づく

りに取り組んでまいります。

○坂下賢委員 令和五年度中にセクハラやパワーハラなどの各ハラスメントがあったと認められた例としては、本年二月、パワーハラにより女性教諭が自死に至ったと教育庁で認定されたものをはじめ、知事部局及び教育庁において三件あったと聞いております。教育庁では懲戒処分に関職を加えるなど処分を強化しておりますが、これまでどのような対処をしてきたのか伺います。

○佐藤靖彦教育委員会教育長 県教育委員会では、昨年度中に、県立学校における同僚間のハラスメント事案として二件を認定し、ハラスメント行為を行った職員に対し懲戒処分を行ったところであります。御指摘のとおり、県教育委員会では、悪質性が高く被害の程度が大きいパワーハラスメント事案については、免職の懲戒処分を行うことができるよう、懲戒処分原案基準の改正を行ったところです。また、ハラスメントが発生しない職場環境を整えることが何よりも重要であることから、全ての職員を対象としたパワーハラスメント防止に係るセルフチェックを定期的の実施しているほか、パワーハラスメントへの理解を深めるために、四月には、校長を対象としたパワーハラスメント研修会を実施するとともに、一般職員向け研修資料等も提供し、校内研修の実施を促したところです。県教育委員会としては、引き続き、ハラスメントが起きない、全ての職員が働きやすい、風通しのよい職場づくりに取り組んでまいります。

○坂下賢委員 実際にハラスメントを受けていても、誰にも相談できずに一人で悩み、抱え込んでしまうというようなことは決してあってはならないと思いますが、教育庁では、相談体制、公益通報制度など、どう取り組んでいらっしゃるのか伺います。

○佐藤靖彦教育委員会教育長 県教育委員会では、これまでも、ハラスメントの相談を受け付ける担当職員を指定し、各職員からのハラスメントの相談に係る体制を整備してまいりました。また、公益通報の受付及び相談窓口についても、教育委員会内に設置しており、相談等があった場合には、迅速かつ適正に対応することとしております。加えて、悩みを抱える職員がより相談しやすい環境を整えるため、今年二月に、ハラスメントに限らず様々な悩みをワンストップで受け付ける教職員SOS相談窓口を教育委員会内に設置し、公立学校共済組合が実施する心身の健康に関する相談窓口や法律相談窓口など、専門的な相談窓口についても案内しながら、教職員の悩みの解消に向け取り組ん



でいるところです。教職員SOS相談窓口に寄せられた相談については、相談者本人の希望を確認しながら、事実の把握及び被害者の保護など、状況に応じた解決を図るために、人事担当課と各所属長が連携し取り組んでいるところです。引き続き、悩みを抱える職員が一人で抱え込むことのないよう、相談しやすい環境の整備に取り組んでまいります。

○坂下賢委員 これは知事部局もそうですけれども、この公益通報制度についてはどのような取組をしているのか伺います。

○小野寺邦貢総務部長 公益通報制度への取組につきましては、内部窓口として行政管理局に一元化しておりますほか、外部窓口としても通報担当弁護士一名を置いておりまして、毎年度、通知や各種研修会等で全職員に周知しております。また、公益通報者保護法の通報対象にならない、犯罪行為等に至らないようなハラスメント等事案に対しましても、我が県では通報対象とするなど、通報者の心理的負担を軽減し、通報しやすい体制を取っているところでございます。

○坂下賢委員 他県では、この公益通報制度が全く機能していなくて、犯人探しをするというような、そんな例もありまして、大変あきれているのですが、我が県では決してそういうことはないということを信じておりますので、引き続き取組のほう、よろしく願います。

続いて、農林水産業振興について伺ってまいります。款別の決算状況で見ますと、衛生費では、新型コロナウイルス感染症の五類移行に伴い六百六十三億円の減や、災害復旧費で、東日本大震災災害復旧事業費の事業進捗とともに令和元年台風十九号の災害復旧工事の進行に伴う減少で七十九億円の減少になるなど、なるほどとうなずける反面、農林水産業費に関しては、出納局から説明のあった資料に目を通しますと、平成二十七年度九百二十九億円から減少しており、令和五年度で五百三十二億円、また、全体に占める構成比でも、平成二十九年六・八%から、令和五年度では四・九%まで落ち込んでおります。ロシアによるウクライナ侵攻が長期化する中、世界の食料基地と言われたウクライナからの小麦輸出が途絶えた中、米をはじめ日本の優れた農水産品をしっかりと生産確保し、世界に売り込むことが重要と思いますが、そのために、大胆に農林水産費を投下した上でバックアップする必要があると思うがいかがでしょうか。昨年の猛暑

による米の不作や、予想以上に日本に外国の観光客が押し寄せるなど、この夏の米不足を招く事態となってしまった。そういうふうな要因があるのではないかというふうにも言われておりますが、令和五年は猛暑により、令和四年度と比較し、一等米比率も十ポイント以上ダウンの八二・九%と低い数値となっております。この結果からも、我が県の需給調整は適正だったのかどうか疑問が残りますが、見解を伺います。

○橋本和博農政部長 農林水産業費が平成二十七年から減少した内訳を見ますと、東日本大震災からの復興関連事業、これが農林水産事業費の中にもございまして、この進展に伴いまして、農地整備等の震災関連予算が縮小したことにより、減少してきたものでございます。本県農林水産業の持続的発展を図るためには、生産基盤の維持・強化が必要であることから、国の予算も活用しながら、農地等の基盤整備や共同利用施設・機械の整備などを推進し、国外への展開も見据え、しつかり取り組んでまいります。また、米の需給調整については、国において毎年、主食用米の需給見通しが公表されておりました、令和五年産米の全国の生産量を前年並みの六百六十九万トンとしたのに対し、生産実績は六百六十一万トンとなり、八万トンほど少なくなりました。宮城県農業再生協議会では、国の需給見通し等を踏まえ、令和五年産米の生産の目安を前年並みの三十八万トンに設定し、地域一体となって取り組んできましたが、その結果、生産実績は三十二・四万トンとなり、一・六万トン多くなりました。県としては適正な対応を行ったものと認識しており、令和七年産米については、今後出されます国の需給見通しを注視するとともに、関係機関と連携し、生産目安の設定に向けた検討を進めてまいります。

○坂下賢委員 世界から観光客がグルメ目的で押し寄せ、日本の食を楽しむということまで米が足りなくなつたと、そういうことがあったんだとすれば、裏を返せば、この日本の食材が外国人の人たちからいかに高い評価を受けているかということが分かる話でもあります。一つの例として、中国の日本の大手回転すし店、これがオープンした際に、長時間の順番待ち、半日待っているというような人もいたようですけれども、長蛇の列ができた、そうしたニュースが放映されておりました。実際は金融措置もあったので、日本産以外の食材だったということでもあるのですが、いずれにしても、日本の大手回転すしチェーンというだけで客が押し寄せたのだとすれば、これは我が県として、適正な予算配分をした上で、我が県の農水産品を世界に売り込んでいく仕掛けが今後更に求

められると思いますが、その方策について伺います。

○梶村和秀経済商工観光部長 我が県では、水産物など五品目を輸出基幹品目に定めまして、また、海外現地のパートナーと連携することで、そのネットワークや販売網を活用するなど、商流構築や販路拡大の仕組みづくりに取り組んでいるところでございます。欧州向けの日本酒、アジア向けの一部など、マーケットごとに取り組み方は異なりますが、昨年度決算ベースでは、関連事業費約七千四百万円に対して七億六千万円余りの成約を得るなど、着実に実績が表れてきていると感じております。福島第一原発の処理水放出に伴う輸入規制や温暖化など、厳しい輸出環境が続いておりますが、今後も、予算を有効に活用し、持続可能な仕組みづくりと新市場の開拓に取り組んでまいります。

○坂下賢委員 JAみやぎ登米では、平成三十年度に大手米卸業者と連携し、多収性品種の導入や堆肥の有効活用により低コスト生産を推進し、輸出用米の生産拡大や生産者手取り確保の両立を図っており、環境保全米の生産を進め、国内外で評価される米づくりに意欲的に取り組んでいると聞いております。輸出実績も着実に伸ばしており、香港、アメリカ、シンガポールなどに主に輸出しているというふうにも聞いております。同様の取組を秋田県や福島県などでも行っているようですが、今後伸びが期待されるグルテンフリー商品、米粉、パック御飯など、県の取組が今後更に必要と思いますが、方策について伺います。

○橋本和博農政部長 米の更なる輸出促進を図る上で、日本とは調理方法や食文化が異なる海外のニーズに対応したパック御飯やグルテンフリー商品など、米の加工品に取り組むことは重要であると認識しております。このため県では、米の加工品の輸出を志向する事業者に対しまして、国の補助事業を活用した施設整備のほか、販路の紹介や海外バイヤーとのマッチング等による販路開拓を支援したところでございます。そのうちパック御飯につきましては、県内に製造事業者が二つありまして、生産量のシェアは全国のおよそ一割を占めております。両社ともパック御飯の輸出にも取り組んでおりまして、昨年度はシンガポールや台湾、イギリス等に対して、合計四十六万食以上が輸出されてございます。県としては、他県での取組事例も参考にしながら、食品製造事業者等に対し、米加工品の輸出も見据えた商品開発や販路開拓を支援してまいります。

○坂下賢委員 このパック御飯とともに、世界で今、小麦が不足し価格も高騰している

ということ、私は米粉のほうにも非常に注目しているのですが、十分小麦に替わり得る食材に世界でもなっていくのではないかなというふうに思うのですが、ぜひ宮城でも米粉の作物を生産拡大していくという取組は私は必要なのではないかなと思います。やがて日本一の米粉生産県ということを目指す、そんな意気込みも必要だと思っております。けどね、知事、そのためにも大手の――半導体も大事です。これもぜひ進めていただきたいのですが、製粉業者、製粉工場などの誘致、こういったことにも取り組むことも必要だと思うのですが、いかがですか。

○村井嘉浩知事 食関連の製造業、こういったものも非常に大切だというふうに思っております。直接一次産業と結びつきますので、しっかりと努力してまいりたいと思っております。

○坂下賢委員 イノシシやニホンジカ、熊、ハクビシンなど、野生鳥獣による農産物への被害は年々深刻化しております。県では、市町村が行う捕獲活動や侵入防止柵の設置への支援などを行っているところではありますが、その対策強化とともに、今後更にジビエなどの活用やペットフードとしての再利用、革製品として商品化を図るなどの施策が必要と思いますが、その取組についてどう進めていけるのか伺います。

○橋本和博農政部長 県内におけます野生鳥獣の農作物被害額ですけれども、昨年度速報値で一億三千二百九万円と、令和二年度以降、三年連続で減少しております。これまでの侵入防止柵の設置や捕獲活動の効果によるものと認識しております。引き続き国の交付金を活用しまして、市町村等と連携しながら防止柵の設置や捕獲活動などを推進してまいります。一方、イノシシや鹿などのジビエ利用につきましては、本県は県内全域が原子力災害特別措置法によりまして出荷制限区域として指定されていることから、県では全頭検査を前提としました一部出荷制限解除に必要な手続を行っております。現在四か所の食肉処理加工施設が稼働してございます。なお、ジビエやペットフード、革製品などへの利活用に向けた取組については、国の交付金が活用可能であり、県としては、ジビエ等を地域資源として捉え、市町村や地域の意向を踏まえながら、必要な支援を行ってまいります。

○坂下賢委員 我が県水産業は、東日本大震災により甚大な被害を受ける、福島第一原発処理水の海洋放出、温暖化による海水温の上昇などにより水揚げ魚種が変換するなど、

課題が山積しております。そのような中、関係者の懸命な努力もあり、我が県の漁獲量・漁獲高ともに震災前の水準に戻りつつあります。宮城県水産行政では、重点方針として環境と調和した持続可能な水産業を目指すとし、一、震災後の課題解決に向けたきめ細やかなサポート、二、AI・ICTの活用や地域連携等によるイノベーションを生み出す産業力の強化、三、地域事業者の稼ぐ力の強化に向けた新たな担い手が活躍できる場の創出、四、環境と成長が循環する持続可能な産業の確立と、四つの柱立てをして取り組んできたとしております。このうち、県が進める防潮堤工事について、五年度末時点で完成率が九五%となっていることではありますが、残りの部分、気仙沼の魚市場前など三か所については、完成のめどは立っているのか伺います。また、海底瓦礫の除去などによる漁場環境の回復向上については、まだまだ整備が必要と思いますが、いかがなのか伺います。

○中村彰宏水産林政部長 東日本大震災に伴う海岸防潮堤の整備につきましては、気仙沼漁港海岸魚市場前地区、大浦・浪板地区及び日門漁港海岸日門地区の三か所が未完となっておりまして。昨年度、水産庁の補助事業で採択されました魚市場前地区につきましましては、工事が進捗し、今年度末までに防潮堤及び陸開設置が完了する予定でございます。来年度は陸開操作の電源と遠隔化工事を行うこととしております。一方、農林水産省の交付金事業で進めております大浦・浪板地区及び日門地区につきましましては、追加の配当や活用できる補助事業予算の獲得について国への要望を行うなど、更なる予算確保に取り組んでいるところでございます。引き続き必要な予算確保に努め、早期に防潮堤整備が完了できるよう取り組んでまいります。また、漁場に流出した瓦礫につきましましては、国の補助事業を活用し、今年三月末までに合計で約二十九立方メートルを撤去し、漁場生産力の回復に努めているところでございます。水深の深い沖合漁場では、沖合底引き網漁業において、いまだ漁網に瓦礫の混入など操業に支障が生じていることから、回収・運搬・処分に対する支援を継続しております。県といたしましては、瓦礫の回収状況や操業への支障の程度を見定めつつ、事業の継続を国に要望してまいります。

○坂下賢委員 令和五年度当初予算では、養殖生産体制強化を目的として、閉鎖循環式陸上養殖研究施設整備のための予算が配分され、本年四月に竣工し、現在、ギンザケやイワナの成長促進や種苗生産技術の高度化に向けた研究が始まっております。我が県の

ギンザケ生産は年間約一万五千トンで日本一を誇っておりますが、海面養殖において、水温の変化の影響で今後生産体制を維持できるかどうかが課題となっております。他県の陸上養殖施設を視察調査したところ、味もよく寄生虫の心配も要らない良質な魚が生産され、値段もそれなりの値段で売られているということでしたが、問題は、品質管理とともに、いかに採算ベースに乗せることができるかが重要と思っておりますが、今後この施設をどう活用し、閉鎖循環式陸上養殖を宮城に根づかせていくのか伺います。

○村井嘉浩知事 このたび県で整備いたしました閉鎖循環式陸上養殖研究施設では、海面養殖したギンザケからの採卵技術の開発を目的とした試験や、低塩分水——塩分濃度が低いやつですね。を用いたサケ類の成長促進試験など、サケ・マス類を対象とした研究を皮切りに、今後順次、対象魚種を拡大したいと思います。また、陸上養殖の県内への普及促進に向けて、事業者等が新たに施設整備を行う場合の経費補助や、専門家派遣による技術的な支援を行っております。県としては、陸上養殖に関する技術開発や実証試験に取り組み、得られた成果を普及していくことで、自然環境や立地の制約を受けにくい新しい養殖形態による、持続的で収益性の高い生産体制の構築を目指してまいりたいと考えております。

○坂下賢委員 磯焼け対策として、藻場などの漁場整備の推進として藻場ビジョンの取組も三年目となり、既に牡鹿半島や雄勝地区において実施されておりますが、その実績と効果について伺います。また、県のウニの畜養の取組について、廃棄する食材を餌にするとして、大分県や青森県では実績が上がっております。石巻市田代島で上がるウニを活用した石巻市と宮城大学との共同研究や、南三陸町の民間会社、県水産技術総合センター気仙沼試験場による研究など、それぞれの取組が成果を上げておりますが、県として、それぞれの取組をどう生かしながらウニの畜養・商品化を図っていくのか伺います。

○中村彰宏水産林政部長 県では、宮城県藻場ビジョンに基づき、ハード・ソフト両面から磯焼け対策を推進し、藻場の回復を図っているところでございます。ハード対策としては、ブロックなど藻類着定基質の投入による増殖場の整備を県内六か所で予定しております。一か所目となる石巻市表浜地区は令和四年度に竣工し、その後の調査で海藻類やアワビ、ナマコなどの生息が確認されております。また、雄勝東部地区は現在、

測量設計を実施しているところがございます。ソフト対策といたしましては、地元漁業者がウニの駆除や海藻の移植などを十か所で実施しており、継続的にモニタリングを行っているところがございます。また、磯焼け海域から除去したウニにつきましては、震災後、漁業者や関係機関等が陸上での実証試験や餌として野菜残渣を活用するなど様々な取組を実施しております。県では、普及指導や試験研究的な立場から支援・連携を図ってきたところがございます。安定経営に向けた収益性の精査や、原料となるウニの安定確保、販路などの課題を踏まえつつ、事業化を目指す地元関係者や大学等の研究機関と連携を図りながら、引き続き取組を支援してまいりたいと考えております。